

- 三、十ヶ年以上は一ヶ年に付五十日分
- 八時間制の實施、最低賃金一圓六拾錢に制定
 - 會社直屬の寄宿舎を設置せられ度し但食費一日三十錢の事
 - 不當なる強制休業制度を撤廢せられ度
 - マイト及キヤツプライト代會社負擔とせられ度
 - 坑内作業中事故の爲中途昇坑の時相當の賃金を支給せられ度
 - 積立金の拂下を簡便にせられ度
 - 採炭賃金の總決算を毎月一回發表せられ度
 - 分配所制度を購買會制度に改組せられ度
 - 傷病者に對する取扱を左の如くせられ度
 - 公傷を私傷とせざること

- 一般患者に對する治療を親切丁寧にすること
- 不當治療費を軽減の爲一週間に一回信用ある醫師を招かれ度
- 坑内設備を完全にせられ度
- 娛樂場の設備を徹底せられ度
- 本件に關し絕對に犠牲者を出さざること
- 六月二十二日午後二時争議團體は前日の約束に依り炭坑當局を訪問し歎願書に對する回答を求めたるに炭坑當局は之を拒絶したので右歎願書に更に
- 争議期間中の稼働者の日給を支給すること
- 争議費用會社全額負擔のこと
- 二項を追加し之を要求書として提出したるも炭坑側受理せず、遂に交渉は決裂したので代表者は本部に引上げ、争議宣